

## 第10回高山市農業委員会議事録

会議の日時 平成27年4月9日(木) 午後2時より

会議の場所 ひだホテルプラザ会議室

### 会議に附した議案題目

- |       |       |   |
|-------|-------|---|
| 日程第 1 |       | 議事録署名者の指名について                             |
| 日程第 2 |       | 会期の決定について                                 |
| 日程第 3 | 報第18号 | 農業生産法人の報告等について                            |
| 日程第 4 | 議第51号 | 農地法第3条の規定による権利移動の許可について                   |
| 日程第 5 | 議第52号 | 農地法第4条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件について       |
| 日程第 6 | 議第53号 | 農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件について |
| 日程第 7 | 議第54号 | 現況農地でないものの証明願に意見を付する件について                 |
| 日程第 8 | 議第55号 | 農用地利用集積計画の決定について                          |
| 日程第 9 | 議第56号 | 農用地利用集積計画(農地中間管理事業)の決定について                |
| 日程第10 | 議第57号 | 農用地利用配分計画(案)について                          |
| 日程第11 | 議第58号 | 高山農業振興地域整備計画(基礎調査)の変更について                 |

○本日会議に出席した委員（議席順）

空野光治、丸山齊、藤井和豊、大森治良、谷口忠幸、鴻巣明久、清水直喜、  
本林正樹、下田正克、田中利博、下田初秋、平岡誠治、橋場茂子、野村光吉、  
杉本彰信、伊藤善明、小林達樹、蓑谷良孝、長瀬正隆、西畠徳明、西本壽吉、  
車戸明良、田中正躬、岩村聡、平田秀雄、加藤貢、田村信彦、岩本洋子、天  
野克宏、増田勝、反中正志、渡邊甚一、向田誠、加藤正雄、森山護

○本日会議に欠席した委員

中田一彦

○本日会議に出席した職員等

林務課長 藤下定幸  
飛騨農林事務所農業普及課 井之本浩美  
畜産課長 丸山浩一  
農地相談員 松山孝平

○本日会議に欠席した職員等

なし

○本日会議に出席した事務局職員

事務局長 伏見七夫  
事務局次長 林篤志

農地主事 前坂幸寛

書記 山内一弘、脇坂光生、橋本哲夫、武川尚、清水一徳、下畑守生、  
尾前隆治、平野善浩、松田俊彦、船坂康博、池田正人、

○本日会議に欠席した事務局職員

振興主事 中田義博

職務代理

ただいまより第10回高山市農業委員会を開催いたします。  
本日、1名の委員から若干遅れる旨連絡を受けております。  
よって、現在の本出席委員は36名中35名であり過半数に達しているため、農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定により総会は成立しますことをご報告いたします。  
続きまして、議長より挨拶を願います。

議長

ご苦労さまでございます。  
4月に入りまして、肌寒い日が続きました。桜も足踏みしているようです。  
本日は、仕事日和のところお集まりいただき誠にありがとうございます。  
報告事項であります。3月27日に県農業会議総会がありました。その中で知事に提出していた建議の返事がありました。親元就農後継者支援対策は国の対策では不十分な部分を県独自の支援策として26補正で就農直後の所得保管の為、農業後継者等就農給付金を給付していただきます、と答えがありました。第11回全国和牛能力共進会に向けて力を入れるには専門職員が少ないと話したところ獣医師の確保については平成25年より学生の支援を行っています。今後、畜産担当2名増やして3名とし、スキルアップを図り畜産振興の専門職員の育成を図り、全共に向けての体制作りを整えつつあるとの事でありました。  
上野土地改良組合より用水路に倒木が沢山あるとの情報を得て現地作業、確認に参加して上野用水路の全望を見ることができましたが、どの地域でも今年内に水の取り入れに支障をきたしている事だと思しますので、その処理に努力され水の管理、確保に力を注ぎ解決いただきたく思います。獣害用柵も倒木の被害を受けていました、それに対する市からの支援も進めてみえます  
新しい体制となって本年1年が良い年になりますよう職員の方には頑張ってくださいと思います。  
農業委員会については、国会は通っていないが、農協法の改正の流れの中で国会審議がされるようです。その中で農業委員数の半減の審議がされ、建議は削除されるようです。しかし行政単位の各種の要請や提案はしなければならないような表現となるようです。

本日も多くの議案が上程されており、皆様方の慎重な審議をお願いいたします。

職務代理

ありがとうございました。  
それでは日程に従いまいから議事に移ります。  
進行は議長が務めます。

議長

議事前に農業委員会憲章の朗唱をお願いいたします。

(憲章朗唱)

議長

日程第1 議事録署名者の指名について を議題といたします。  
議事録署名者の指名については、議長指名で異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議がありませんので、指名をさせていただきます。  
議席番号 21番 西本壽吉 委員と、22番 車戸明良 委員を指名しますのでお願いします。

議長

日程第2 会期の決定について を議題といたします。  
会期は本日1日といたしたいと存じますが、異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めまして、会期は本日1日と決定いたします。

それでは議事に移ります。

日程第3 報第18号 農業生産法人の報告等について を議題とします。

事務局の説明を願います。

前坂農地  
主 事

それでは、農業生産法人報告提出状況について報告いたします。  
今回は47法人のうち12法人についての報告となります。

農業生産法人につきましては、4つの要件がございまして、①法人形態②事業要件③構成員要件④役員要件について、報告を受けた資料により総合的に確認しております。

1番 八日町にあります農事組合法人は認定農業者であり、経営面積は全て田で2.5haを耕作しており、経営内容は和牛繁殖 親28頭、水稻、トマト、農作業受託をしております。

2番 荘川町中畑にあります農事組合法人は認定農業者であり、田28.6ha、畑17.9ha、採草地8.8ha、合計55.3haを耕作しております。また、経営内容は水稻・麦・そば・作業受託を行っています。

3番 江名子町にあります有限会社は認定農業者であり、経営面積は全て田で3.3haを耕作しています。経営内容としてはハウレンソウ・シイタケの栽培、和牛繁殖201頭を飼育しています。

4番 清見町池本にあります有限会社は認定農業者もあり、経営面積は全て畑で3.2haを耕作しています。また、経営内容としてはトマト、椎茸、トウモロコシの栽培を行っています。

5番 国府町木曾垣内にあります株式会社は認定農業者であり、経営面積は全て田で0.8haを耕作しています。経営内容としては肉用牛肥育を204頭飼育しております。

6番 清見町三ツ谷にあります有限会社は認定農業者であり、経営面積は田0.1ha、畑0.1ha、採草放牧地0.8ha、合計1.0haを経営しています。経営内容としては肉用牛肥育63頭、水稻の他、鉄工業を営んでおります。

7番 丹生川町森部にあります有限会社は認定農業者であり、経営面積は田0.5ha、畑0.2ha、合計で0.7haを経営しています。経営内容としては肉用牛を一貫経営しており、繁殖・肥育の計179頭を飼育しており、野菜も栽培しております。

8番 松本町にあります有限会社は認定農業者であり、経営面積として田0.4ha、畑1.1ha、合計1.5haを経営しております。経営内容といたしましては、ハーブ野菜、水稻を栽培しており、その他、不動産賃貸業も営んでおります。

9番 清見町三ツ谷にあります有限会社は認定農業者であり、経営面積は田1.0ha、畑0.2ha、合計1.2haを経営しております。経営内容といたしましては、肉用牛肥育100頭を飼育しており、

水稲、トマトなどの栽培もおこなっております。

10番 江名子町にあります有限会社は認定農業者であり、経営面積は田 0.8 ha、畑 4.7 ha、合計 5.5 haを経営しております。また、経営内容といたしましては有機栽培野菜類、有機野菜加工品の製造販売を行っております。

11番 冬頭町にあります株式会社は認定農業者であり、経営面積としては畑 0.4 haを経営しております。経営内容はシイタケの栽培、販売を行っております。

12番 国府町半田にあります農事組合法人は認定農業者であり、経営面積として田 63.0 haを経営しており、経営内容としては水稲、WCS、大麦、そば栽培、農作業受託を行っております。

以上 提出された12件の報告をいたします。

議 長

以上、報告のとおり確認しました。

続きまして、日程第4 議第51号 農地法第3条の規定による権利移動の許可について を議題とします。

事務局の説明を願います。

池田書記

本日上程しました案件につきましては、農地法第3条第2項の各号には該当していないことを事前に審査しており、許可要件を満たしております。また、受人の耕作面積並びに農業従事者についても申請書記載内容を確認しておりますので予め報告いたします。

今回は、8件の上程となります。

1番は、八日町地内の案件です。田 1筆 992㎡を賃貸借契約により経営規模拡大します。受人の耕作面積は21,044㎡、作付けについては水稲の予定です。

2番は、岩井町地内の案件です。田 1筆 2,384㎡を交換します。受人の耕作面積は23,605㎡で、水稲の予定です。

3番は、岩井町地内の案件になります。田 1筆 630㎡を交換するものですが、今回は交換対象の一部のため、今後追加分が出る予定です。受人の耕作面積は5,719㎡で、露地野菜の予定です。

4番は、丹生川町新張地内の案件になります。田 1筆 3, 147 m<sup>2</sup>を取得し規模拡大するものです。受人の耕作面積は25, 658 m<sup>2</sup>で、作付けについては水稲の予定です。

5番は、丹生川町駄吉地内の案件になります。田1筆 407 m<sup>2</sup>を隣地取得するものです。受人の耕作面積は6, 198 m<sup>2</sup>で、作付けについては水稲の予定です。

6番は国府町上広瀬地内の案件になります。田2筆 1, 045 m<sup>2</sup>を隣地取得するものです。受人の耕作面積は23, 658 m<sup>2</sup>で、作付けについては水稲を予定しています。

7番は、奥飛騨温泉郷一重ヶ根の案件になります。田3筆 851 m<sup>2</sup>を隣地取得するものです。受人の耕作面積は 2, 565 m<sup>2</sup>で、作付け予定については山椒・露地野菜を予定しています。

8番上宝町本郷地内の案件になります。田 1筆、300 m<sup>2</sup> を隣地取得するものです。受人の耕作面積は4, 596 m<sup>2</sup>、作付予定は、水稲の予定です。

以上、8件、田11筆 で 合計 9, 756 m<sup>2</sup>についてご審議をお願いいたします。

議長 ただいまの件についてご意見ございませんか。

(意見なし)

議長 ご意見がありませんので異議なしと認め、農地法第3条の規定による権利移動の許可については許可することと決定いたします。

続きまして、日程第5 議第52号 農地法第4条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件について を議題とします。

事務局の説明を願います。

池田書記 最初に、農地区分は10ha以上の集団農地を第1種農地、市街地区域内の用途指定区域を第3種農地、また市街地区域内にある第3種農地には該当しないもの及び市街地近郊農地を第2種農地と判断し、上程にあたっては農地転用許可基準に基づき、立地基準・一般基準に照合しつつ事前審査し確認しておりますので予め報告をいたします。

本日は4件の上程です。

1 番は昭和町3丁目の案件です。田3筆 155㎡について、貸駐車場に転用する申請です。既転用のため追認案件となります。

2 番は冬頭町の案件です。田4筆 1,352㎡について、賃貸アパートに転用するため申請されたものです。まちづくり条例の確認対象となります。

3 番は、松本町地内の案件です。畑1筆 99㎡を一般個人住宅の庭、駐車場に転用する申請です。既転用のため追認案件となります。

4 番は丹生川町の案件です。畑1筆 231㎡を庭、倉庫に転用申請です。既転用のため追認案件となります。

以上、4件、田7筆 畑2筆で

計 1,837㎡についてご審議をお願いいたします。

議長 ただいまの件についてご意見ございませんか。

(意見なし)

議長 ご意見がありませんので異議なしと認め、農地法第4条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件については許可相当として意見を付することに決定いたします。

続きまして、日程第6 議第53号 農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件について を議題とします。

事務局の説明を願います。

池田書記 最初に、当5条の上程にあたっては農地転用許可立地基準、一般基準に照合しつつ、農振外であることを確認しておりますので報告をいたします。

本日は、4件の上程となります。

1 番は、中山町の案件です。畑6筆、909㎡について、個人住宅にするものです。中山地区の地区計画の確認案件となるため、

都市整備課の確認を要するものです。

2番は、清見町巢野俣地内の案件です。畑 1筆 114㎡について、購入者が隣接する住宅と一体利用するため駐車場に転用するものです。

3番は、朝日町浅井地内の案件です。田 7筆 2,537㎡について、砂利採取をする一時転用です。砂利採取については、県の許可を要するため、県許可を待っての許可発行となります。転用期間は1年間の予定です。

4番は、国府町村山地内の案件です。田 4筆 4,219㎡について、災害復旧工事の資材置場に転用するものです。期間はH28.3.31までです。

以上、4件、田11筆、畑7筆、合わせて18筆、7,779㎡についてご審議をお願いいたします。

議長 ただいまの件についてご意見ございませんか。

(意見なし)

議長 ご意見がありませんので異議なしと認め、農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件については許可することと決定いたします。

続きまして、日程第7 議第54号 現況農地でないものの証明願に意見を付する件について を議題とします。

事務局の説明を願います。

池田書記 非農地証明は、農地法に規定された農地または、採草放牧地でない土地であることの証明を行います。通常は、宅地として利用されているケースがほとんどです。また、証明については、公的機関での証明書が必要となり、具体的には、家屋登記簿や課税証明等となります。また、非農地となってから、20年以上の経過していることが必要です。

本日は、2件の上程となります。

委員関連の2番から説明させていただきます。

2番は久々野町山梨の案件になります。畑 1筆 1,376㎡について宅地として地目認定を求めるものです。住宅については、昭和46年に家屋登記されており、登記簿記載を確認しております。また、進入路や家屋に付随する倉庫等により農地性のないことは確認されております。

以上1件について、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 ただいまの件についてご意見ございませんか。

(意見なし)

ご意見がありませんので異議なしと認めます、事務局の説明を続けてください。

池田書記 1番は赤保木町の案件になります。田1筆 254㎡について宅地として地目認定を求めるものです。住宅については、昭和48年に家屋登記されており、固定資産税評価等により確認しております。

以上1件について、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 ただいまの件についてご意見ございませんか。

(意見なし)

議長 ご意見がありませんので異議なしと認め、現況農地でないものの証明願に意見を付する件については許可相当として意見を付することに決定いたします。

続きまして、日程第8 議第55号 農用地利用集積計画の決定 について を議題とします。

1～2番は委員案件であります。該当委員は議事参与できませんので申し上げます。

事務局の説明を願います。

船坂書記 本日は79件の利用権設定についての上程です。なお、当申請については農業経営基盤強化促進法第18条第3項による要件に

該当しております。

1～2番は委員関連案件ですので、最初にご説明いたします。

1～2番について、認定農業者である借人は水稲、施設園芸（ほうれん草）の経営をしており、田4筆2, 854㎡を新規10～11年の使用貸借権を設定し、水稲を生産するものです。

以上、1～2番につきまして、ご審議を願います。

議長

ただいま説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議長

意見がございませんので、異議なしと認めまして、農用地利用集積計画の決定について、1～2番について承認といたします。

1～2番関係委員の議事参与制限を解きます。

引き続きまして、3～9番についても委員案件であります。該当委員は議事参与できませんのでお願いします。

事務局の説明を願います。

船坂書記

3～9番について、農業生産法人で認定農業者である借人は複合経営をしており、田、畑27筆17, 863㎡を新規、更新1～10年の使用貸借権を設定し、そばを生産するものです。

以上、3～9番につきまして、ご審議を願います。

議長

ただいま説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議長

意見がございませんので、異議なしと認めまして、農用地利用集積計画の決定について、3～9番について承認といたします。

3～9番関係委員の議事参与制限を解きます。

引き続きまして、10～17番についても委員案件であります。

該当委員は議事参与できませんのでお願いします。

事務局の説明をお願いします。

船坂書記 10～17番について、認定農業者である借人は水稻の経営をしており、田22筆23, 359㎡を新規、更新4～9年の賃貸借権を設定し、水稻および露地野菜を生産するものです。

以上、10～17番につきまして、ご審議をお願いいたします。

議長 ただいま説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議長 意見がございませんので、異議なしと認めまして、農用地利用集積計画の決定について、10～17番について承認といたします。

10～17番関係委員の議事参与制限を解きます。

引き続きまして、農用地利用集積計画の決定について、18番以降について議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

船坂書記 それでは引き続き、18番以降のご説明をいたします。

18番について、認定農業者である借人は水稻、露地野菜の経営をしており、田、畑19筆11, 100㎡を新規3年の賃貸借権を設定し、水稻を生産するものです。

19番について、地域の担い手である借人は水稻の経営をしており、田1筆1, 640㎡を新規4年の賃貸借権を設定し、水稻を生産するものです。

20～22番について、認定農業者である借人は水稻、施設園芸(メロン)、肉用牛(繁殖12頭)の経営をしており、田8筆6, 513㎡を新規5～10年の賃貸借権を設定し、水稻を生産するものです。

23番について、地域の担い手である借人は水稻、施設園芸の

経営をしており、田2筆1, 049㎡を新規5年の賃貸借権を設定し、水稻を生産するものです。

24番について、認定農業者である借人は水稻、施設園芸（トマト）の経営をしており、田4筆3, 062㎡を新規5年の賃貸借権を設定し、水稻を生産するものです。

25番について、人・農地プランに位置づけられた担い手である借人は水稻、露地野菜（大豆ほか）の経営をしており、田4筆6, 567㎡を新規11年の賃貸借権を設定し、露地野菜を生産するものです。

26～27番について、貸人は農業経営が困難であることから、借人が農地を借り受けて水稻の経営を行うため、田3筆1, 821㎡を新規5年の解除条件付賃貸借権を設定し、水稻を生産するものです。地域農業活動の参加など確約書を提出済みです。

28番について、認定農業者である借人は畜産（酪農10頭、繁殖10頭）の経営をしており、田2筆2, 966㎡を更新5年の賃貸借権を設定し、引き続き牧草地として利用するものです。

29番について、認定農業者である借人は水稻、酪農（22頭）の経営をしており、田4筆1, 332㎡を更新5年の賃貸借権を設定し、引き続き水稻を生産するものです。

30番について、県新規就農計画認定者である借人は施設園芸（メロン、トマト）の経営をしており、田1筆1, 054㎡を新規3年の賃貸借権を設定し、施設園芸によりトマトを生産するものです。

31番について、認定農業者である借人は水稻、施設園芸（トマト）の経営をしており、田、畑2筆3, 135㎡を更新1年の賃貸借権を設定し、引き続き施設園芸によりトマトを生産するものです。

32番について、認定農業者である借人は水稻、施設園芸（ほうれん草、トマト）の経営をしており、田5筆5, 044㎡を新規10年の賃貸借権を設定し、施設園芸によりほうれん草、トマトを生産するものです。

33～42番について、農業生産法人で認定農業者である借人は肉用牛（500頭）の経営をしており、田、畑12筆18, 005㎡を新規、更新10年の使用貸借権を設定し、牧草地として利用するものです。

43番について、農業生産法人で認定農業者である借人は施設

園芸（トマト）の経営をしており、田2筆4，014㎡を新規10年の賃貸借権を設定し、施設園芸によりトマトを生産するものです。

44～46番について、認定農業者である借人は水稲、施設園芸（ほうれん草）の経営をしており、田3筆2，263㎡を新規10年の賃貸借権を設定し、水稲を生産するものです。

47番について、県新規就農計画認定者である借人は施設園芸（トマト）の経営を行うため、畑1筆2，055㎡を新規8年の使用貸借権を設定し、施設園芸によりトマトを生産するものです。

48～49番について、認定農業者である借人は施設園芸（ほうれん草）、露地野菜（アスパラガス）の経営をしており、田6筆3，929㎡を更新10年の賃貸借権を設定し、引き続き施設園芸によりほうれん草を生産するものです。

50番について、地域の担い手である借人は水稲の経営をしており、田1筆1，798㎡を新規9年の賃貸借権を設定し、水稲を生産するものです。

51～79番について、農業生産法人で認定農業者である借人は水稲の経営をしており、田55筆77，888㎡を新規、更新1～10年の賃貸借権を設定し、水稲を生産するものです。

以上、18番以降につきましてご審議をお願いいたします。

議長 ただいま説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議長 意見がございませんので、異議なしと認めまして、農用地利用集積計画の決定について、18番以降は、承認といたします。

続きまして、日程第9 議第56号 農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について および 日程第10 議第57号 農用地利用配分計画（案）について 関連がありますので一括議題といたします。

事務局より説明を願います。

船坂書記

議第56号 農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定については5件の利用権設定についての上程です。

農地中間管理事業による貸付希望者5名について受け手とのマッチングを行い、田18筆16, 156㎡について農地中間管理機構である（一社）岐阜県農畜産公社と新規10年の賃貸借権を設定するものです。

日程第10 議第57号 農用地利用配分計画（案）については、議第56号で設定する農地について、農地中間管理機構から受け手へ賃貸借権を設定するもので、

1～8番について、農業生産法人で認定農業者、また人・農地プランに位置づけられた担い手である借人は雑穀（そば、大麦ほか）、水稻を約55ha経営しており、田8筆9, 680㎡を規模拡大のため新規10年の賃貸借権を設定し、水稻を生産するものです。農地所有者2名は所有農地の全てを設定するもので、8筆はいずれも借り手である農事組合法人が現に経営する農地に隣接または近傍しています。

9～14番について、人・農地プランに位置づけられた担い手である借人は水稻を約2ha経営しており、田6筆2, 917㎡を規模拡大のため新規10年の使用貸借権を設定し、水稻を生産するものです。農地所有者は所有農地の一部を設定するもので、6筆はいずれも借り手である担い手が現に経営する農地に隣接しています。

15～18番について、人・農地プランに位置づけられた担い手である借人は水稻を約1ha経営しており、田4筆3, 559㎡を規模拡大のため新規10年の賃貸借権を設定し、水稻を生産するものです。農地所有者2名は所有農地の全てを設定するもので、4筆はいずれも借り手である担い手が現に経営する農地に隣接または近傍しています。

いずれも他の担い手の経営への支障はないものと考えます。

議長

ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

（異議なし）

議長

ご意見等もございませんので、異議なしと認めまして、農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について および 農

土地利用配分計画（案）については承認といたします。

続きまして、日程第11 議第58号 高山農業振興地域整備計画（基礎調査）の変更についてを議題といたします。

事務局より説明を願います。

船坂書記

この議案については、基礎調査による変更で、おおむね5年ごとの見直しを行うものです。皆さんのお手元に一覧表と各筆調書を配布しておりますので、スライドをご覧くださいながら順次説明をいたします。

（編入）整理番号1	計 1筆	1,205.00 m <sup>2</sup>	を説明
（用途変更）整理番号1～3	計 5筆	1,221.14 m <sup>2</sup>	を説明
（除外）整理番号1～74	計 215筆	158,316.72 m <sup>2</sup>	を説明
（除外非農地）	計 428筆	148,278.00 m <sup>2</sup>	を説明
（除外土地収用）	計 200筆	136,178.10 m <sup>2</sup>	を説明

以上、ご審議をお願いいたします。

以上、ご審議のうえ決定くださるようお諮りします。

議長

ただいまの説明についてご意見ございませんか。

（異議なし）

議長

ご意見がございませんので、異議なしと認め高山農業振興地域整備計画（基礎調査）の変更については承認といたします。

以上で本日予定していました議事は終わりましたが、その他ご意見等ございませんか。

（発言なし）

それではこれもちまして、第10回高山市農業委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

午後5時00分 終了

---

---

議 事 録 署 名 者

本林 正樹 議長

---

西本 壽吉 委員

---

車戸 明良 委員

---